

秋田労働局ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 投稿内容

秋田労働局では、各部室の取組やお知らせなどについて、随時情報を発信していきます。

秋田労働局職業安定部及びハローワークについては、別のアカウントを運営しています。

2 公式アカウント名

SNS 名	アカウント名	URL
YouTube	秋田労働局チャンネル	https://www.youtube.com/channel/UCQjrZAVHgckAT5TwcirH5w
X (旧 Twitter)	秋田労働局【公式】	https://x.com/akita_labor

3 運用管理者

秋田労働局雇用環境・均等室

4 注意事項

(1) コメント等への返信は原則行いません。

(2) 以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや、以下の項目に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全てまたは一部を非表示、削除、報告等をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 法律・法令等に反する場合またはおそれがある場合
- 公序良俗に反する場合
- 犯罪行為等を誘発または増長する場合
- 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
- 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
- 著作権、商標権、肖像権など当局または第三者の知的財産権を侵害する場合
- 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合
- 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- 人種・思想・信条等の差別を増長する場合
- 同一ユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合
- 他の利用者、第三者等になりすました場合
- 秋田労働局の発信する内容に関係のない場合
- 各ソーシャル・ネットワーク・サービスの利用規約に反する場合

- その他、運営上、不適切と判断した場合およびこれらの内容を含むリンク等
- (3) 上記4(2)に該当するコメントを投稿するユーザーは、各アカウントへのコメントをブロックする場合があります。また、各アカウントの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。
- (4) 自然災害をはじめとする緊急時における SNS 運用
 - 地震、豪雨、台風等の発生時は、人を混乱させるために意図的・意識的に作られた虚偽の情報や信頼できる情報源に基づかない不正確な情報など、いわゆる「偽・誤情報」がインターネット上で流通・拡散されやすくなります。自然災害等の緊急時においては、政府が国民の皆さまに的確かつ迅速に情報発信する必要があるため、秋田労働局 SNS から投稿する国民の皆さまに向けた注意喚起や災害対策情報、支援情報等、災害に関するものについて、コメント欄を制限します。
 - 自然災害等の緊急時における他の政府機関や地方公共団体等が発信する関連情報については、状況に応じてリポスト等を行います。
- (5) 各アカウントについて予告のない運用中止、投稿等の削除、アカウント自体の削除を行う場合があります。

5 運用方針の変更

この運用方針は、事前に告知なく変更する場合があります。

6 知的財産権

各アカウントに掲載している写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は秋田労働局または正当な権利を有する者に帰属します。

各アカウントの投稿記事に対する「フォロー」、「リポスト」、「いいね」「シェア」等の機能については、自由に行っていただくことができます。

また、出所を明記しての掲載は可能ですが、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7 免責事項

- (1) 各アカウントに掲載されている情報の正確性については万全を期していますが、利用者が各アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、秋田労働局は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル並びにその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った被害については、秋田労働局は何ら責任を負うものではありません。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは秋田労働局に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ秋田労働局

に対して、著作権等を行使しないことに同意したものとします。

- (4) 上記(1)から(3)までのほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても、秋田労働局は一切の責任を負いません。

8 附則

- (1) この運用方針は令和4年1月12日から適用します。
- (2) この運用方針の一部を改訂し、令和5年4月1日から適用します。
- (3) この運用方針の一部を改訂し、令和6年4月1日から適用します。
- (4) この運用方針の一部を改訂し、令和7年4月11日から適用します。